

技能実習生向け 技能検定随時試験
事 務 取 扱 要 領

山形県職業能力開発協会（技能検定課）

〒990-2473 山形県山形市松栄2-2-1
TEL:023-644-8562 / FAX:023-644-2865

はじめに

平成29年11月に改正された『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律』（以下、「技能実習法」という）により新たな技能実習制度に基づいた技能実習生向けの技能検定（以下、「随時試験」という）について、受検手続きから試験の実施までの事項を本事務取扱要領としてまとめました。

随時試験については、監理団体の皆様から試験日程の調整から試験に必要な設備及び試験用材料等の調達確認までの諸準備についてご協力をお願いし、原則として実習生受入企業等を試験会場として実施しております。

本事務取扱要領に沿って事務を進めていただき、円滑に試験が実施出来ますよう関係者の皆様のご協力を何卒お願いいたします。

制定：令和2年10月1日

改定：令和3年 3月2日

改定：令和3年 9月1日

改定：令和4年 3月1日

改定：令和4年10月1日

改定：令和5年10月1日

第1章 技能検定受検までの事務手続きについて

1 試験実施までの調整

(1) 監理団体から外国人技能実習機構（以下、「機構」という。）の受検手続支援サイトへ受検希望の情報を登録していただきます。その際、山形県での公示職種は別途当協会のホームページへ掲載しておりますので、ご確認ください。

基礎級は技能実習1号修了の9ヶ月前まで(※1)に、随時3級及び随時2級は期間更新された最新の在留カードの交付後(※2)ただちに登録をお願いします。

(※1) 基礎級のスムーズな受検のための本県独自の設定ですのでご協力をお願いします。

(※2) 技能実習2号(2年)又は技能実習3号(2年)の各々2年目の期間更新申請をし、最新の在留カードが交付されたのち(2号又は3号修了の約12ヶ月前)

(2) 当協会が上記(1)の登録情報をCSVファイルとしてそのまま取り込みます。

(毎週水曜日を目安に、その前日まで機構に登録された分を取り込みます)

機構へ登録した内容がそのまま当協会の情報となり、これをもとに調整作業をすすめますので、登録の際は誤りの無いよう十分ご確認をお願いします。

(3) 機構への登録の早いものから順に、当協会から監理団体へ受検申請に必要な書類(事務連絡、受検申請書及び手数料請求書)を送ります。但し、上記(1)の登録期限ルールを守っていない場合は後ろにずれ込むこともあります。

本事務連絡は、受検予定月(在留期限の約4ヶ月前の月を基本)のお知らせと、受検手数料の納入方法のお知らせを兼ねておりますので、必ずよくお読みください。

(4) 上記(3)の書類が届いたら、受検申請書に必要事項を記載(裏面の記入上の注意を参考)し、必要な関係書類を添付のうえ遅くとも受検予定月の3ヶ月前(在留期限の7ヶ月前)までに当協会へ送付してください。

また、当協会では、令和2年10月1日より受検手数料の払込についてコンビニ収納サービスを導入しておりますので、実習事業所から当協会への直接払込も可能です。

手数料は申請書提出の際の同時納入をお願いしておりますので、上記(3)の手数料請求書から「払込取扱票」を切り取りお近くのコンビニで払込をしていただきます。

なお、払込の際には「払込取扱票」記載の金額のほかに別途事務手数料がかかりますのでご注意ください。(事務手数料は、払込額やコンビニにより異なります。)

- (5)受検申請書を当協会が受理した後、原則として、監理団体と試験実施日の調整と会場確認を行います。日程調整を行ううえで、上記(3)の『受検予定月』並びに申請書内の『受検希望時期』を勘案し調整を行いますので、この『受検希望時期』欄への記載も忘れずをお願いします。会場は原則として実習事業所となりますが、必要に応じて実技試験実施要領及び実技試験問題を当協会から入手して、実技試験が適切に実施できるかを事前に確認願います。なお、上記実施要領及び実技試験問題は毎年度変更される可能性もありますので、必ず事前に当協会事務局へお問い合わせください。会場の設備等に不備が有る場合、試験は中止(1回目終了)となります。

2 日程調整後から試験実施日までの必要な準備

- (1)日程調整と会場確認が終了し手数料の入金が確認されたのち、当協会から監理団体に対し受検票及び実技試験問題を受検者数分と実技試験実施要領を1部送付しますので、試験会場(実習事業所等)の責任者へ確実にお渡しいただき、最終的に準備が整っていることを必ず確認願います。
- (2)試験会場となる実習事業所等では、技能実習生以外の方で、受検に必要な人員の配置をお願いいたします。(試験に必要な機器の整備等をお願いするものです)

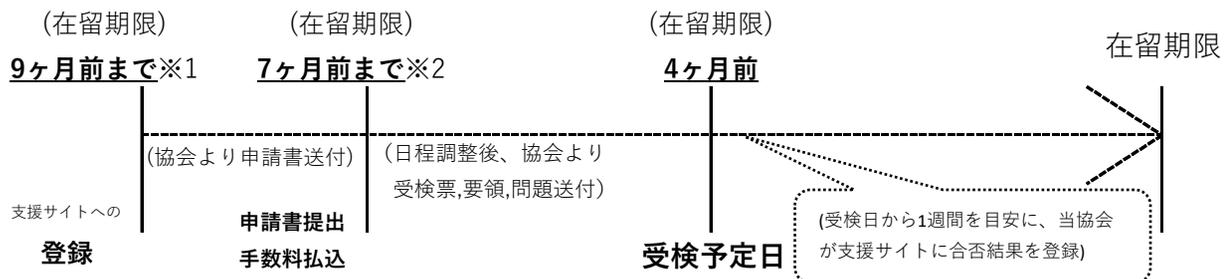
3 試験当日と試験終了後について

- (1)試験当日は、必ず受検票と実技試験問題(事前メモを記入した場合は、試験中の使用不可)を持参させてください。
- (2)検定委員、当協会及び当協会が認めた方以外の関係者(通訳を含む)は、試験開始後は会場に立ち入ることは出来ません。
- (3)試験の結果については、監理団体あてに県から合格証書が、当協会から一部合格通知(基礎級を除く)が届きますので、これを以て合格発表となります。
- (4)試験終了後1週間以内を目安に、合否判定の結果を機構の受検手続支援サイトへ登録しますので、ご参照ください。

4 再試験について

- (1)実技試験及び学科試験の両方又は一方に不合格の場合、不合格となった試験は1回に限り再受検することができます。(随時3級等の受検で在留資格が『技能実習』でない場合は別途お問い合わせください)
- (2)試験当日又は近日中に、不合格の試験について監理団体(実習事業所)の担当者に伝えますので、再試験の希望があれば当協会事務局へその旨を確実に伝えてください。再試験の希望を連絡後、速やかに、次の①～④の手続きを行ってください。なお、この手続きが済むまで再試験は実施出来ないことにご留意ください。
- ①機構の受検手続支援サイトへの再登録(初回に登録した監理団体名、所在地等の情報は同一とすること)
 - ②上記1の(3)の通り、当協会から管理団体へ事務連絡、受検申請書及び手数料請求書を送付します。
 - ③申請書類の提出(初回の試験に準じますが、随時3級では基礎級合格証書の写し、随時2級では随時3級合格証書の写し又は実技試験合格通知の写しを添付のこと)
 - ④受検手数料の納入(受検する試験のみの手数料となります)
- (3)再試験予定日は監理団体(実習事業所)の希望する日を勘案し調整します。なお、学科試験の再試験会場は、原則として山形県職業能力開発協会となります。
- (4)基礎級では再試験が不合格の場合は技能実習1号から2号への移行が出来ないこと、随時3級では初回の試験も含めて実技試験が不合格の場合は技能実習2号から3号への移行が出来ないことをご理解のうえ、実習事業所と連絡を密にしながら十分な試験対策を行い、受検に臨まれるようお願いいたします。

参考：事務手続きのスケジュール概要(監理団体用)



※1:基礎級のみの本県独自の設定です。随時3級及び随時2級は期間更新された最新の在留カードの交付後、ただちにご登録ください。

※2:受検予定日の3ヶ月前まで

第2章 技能検定試験の実施について

1 試験会場の準備と試験の実施

(1) 試験の実施に必要な設備、支給材料等の準備

実技試験の準備にあたっては、監理団体（実習事業所）は事前に入手した実技試験実施要領を熟読のうえ、実施要領内の設備基準に基づき、試験実施に必要な設備や支給材料等の準備及び管理をお願いします。職種（作業）によっては支給材料等の一部を当協会が準備する場合がありますので、事前の日程調整・会場確認の際には当協会事務局と十分な打合せをお願いします。

学科試験の準備にあたっては、会場は出来るだけ隔離された部屋（問題読上げの声が外に漏れないような会場が望ましい）とし、一つの机をひとりで使用する形での設営（カンニングの防止）をお願いします。

(2) 試験の実施と留意点

試験当日は、原則として、先に学科試験を、終了後に実技試験を行います。受検票の日時をご確認ください。また、学科試験を実施している間に実習事業所側で実技試験の準備の最終確認をお願いします。その後、技能検定委員が試験会場を点検し、試験の準備が試験実施のうえで支障がないか確認します。

実技試験では、試験開始前に技能検定委員が試験実施にあたっての注意事項の説明や試験問題の読み上げ（基礎級は読み上げ、随時3級は希望する場合、随時2級は読み上げしない）の後、受検者からの質問を受け付け、質問等がなければ実技試験を開始します。試験開始後は、通訳の方からの母国語でのアドバイスや関係者による合図や手を貸したりする行為は不正行為となります。

学科試験では、試験開始前に協会職員が注意事項の説明や試験問題の読み上げ（基礎級及び随時3級は希望する場合、随時2級は読み上げしない）の後、受検者からの質問を受け付け、質問等がなければ試験を開始します。試験開始後は、協会職員や受検者以外の者の入室は一切認められません。

(3) 合格発表

合格証書の交付をもって合格発表となり、試験実施後おおむね2週間から3週間程度で県主管課から監理団体へ送付されます。

また、一部合格通知（基礎級を除く）は、試験実施後おおむね1週間から2週間程度で当協会から監理団体へ送付されます。

なお、試験結果については試験実施後1週間以内を目安に機構の受検手続支援サイトへ登録しますので、在留資格変更手続き等に利用してください。